

JIS C 0950 とグリーンマーク・ガイドラインの 規定範囲の考え方

JIS C 0950は「含有表示」方法のJISである。

↓
含有表示とは？

JIS 3.1項 含有表示

電気・電子機器に含まれる算出対象物質の含有率が、
含有率基準値を超えている場合の
含有マークの表示及び含有箇所による含有状況の表示。

↓
含有率基準値を超えている場合とは？

「含有率基準値を超えている場合」とは下記①～④をいう。

- ① 除外項目なしで、それ以外の部位で基準値**超**
… 含有マーク(法による義務)
- ② 除外項目あり(=基準値**超**)で、それ以外の部位も基準値**超**
… 含有マーク(法による義務)
- ③ 除外項目あり(=基準値以下)^注で、それ以外の部位で基準値**超**
… 含有マーク(法による義務)
- ④ 除外項目あり(=基準値**超**)で、それ以外の部位は基準値以下
… **グリーンマーク(任意)**^注

注： ③今後の技術進歩により「除外項目あり(=基準値以下)」のパターンも実現されうる。

④は基準値超の含有があるが、
JIS C 0950の「含有マークの除外項目(付属書B)」に該当するので、含有マークを表示しなくてよい。
「グリーンマーク・ガイドライン」に従って任意でグリーンマークを表示できる。

①～④ はJIS C 0950の対象となるので
「含有表示」を行う。



含有表示とは？



JIS 3.1項 含有表示

電気・電子機器に含まれる算出対象物質の含有率が、
含有率基準値を超えている場合の
含有マークの表示及び含有箇所による含有状況の表示。

含有マークと含有状況の表示方法等は、JIS C 0950の下記の規定のとおり。

- 4 特定の化学物質の含有表示
- 5 含有表示の対象
- 6 含有表示方法

注：④は含有マークの表示はしなくてよいが、JISの4～6項にもとづき
ウェブサイトでの「含有状況表示」と、カタログへのURL記載は必須。

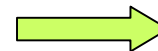
下記⑤⑥は「含有率基準値」を超えていないので、JIS C 0950にもとづく「含有表示」を行わなくてよい。「**グリーンマーク・ガイドライン**」の規定に従って、任意で**グリーンマーク**を表示できる。

- ⑤ 除外項目あり(=基準値以下)で、それ以外の部位も基準値以下
… **グリーンマーク(任意)**^注
- ⑥ 除外項目なしで、すべての部位が基準値以下
… **グリーンマーク(任意)**

注： ⑤今後の技術進歩により「除外項目あり(=基準値以下)」のパターンも実現されうる。

ウェブサイトでの含有状況表示、カタログへのURL記載も任意で行ってよい。

次頁マトリクス参照



JIS C 0950 とグリーンマーク・ガイドラインの 規定範囲マトリクス

オレンジ枠は
JIS C 0950
の規定範囲
(法律)

	条件		表示場所と表示内容					グリーンマーク・ ガイドラインの 該当項目
	含有率基準値を 超えている部位		機器 本体	包装箱	カタログ類		Webサイトでの 含有状況表示	
	除外項目 以外	除外項目 部分	JIS 4.1.1項 6.1項	JIS 4.1.1項 6.2項	JIS 4.1.2項 6.3項	JIS 4.2項 6.4項		
①	超	(除外項目 なし)	R マーク	R	R	URL を記載	JIS 4.2.1項	
②	超	超	R	R	R	URL	JIS 4.2.1項	
③	超	以下	R	R	R	URL	JIS 4.2.1項	
④	以下	超	(G) マーク	(G)	(G)	URL	JIS 4.2.2項	ガイド 6.1.1 a
⑤	以下	以下	(G)	(G)	(G)	(URL)	(JIS 4.2.2項)	ガイド 6.1.1 b
⑥	以下	(除外項目 なし)	(G)	(G)	(G)	(URL)	(JIS 4.2.2項)	ガイド 6.1.1 c

緑枠は
Gガイドライン
の規定範囲 (任意)

注: カタログ類へのマーク表示には化学物質記号も付けること。
(G)(URL)等 カッコ付は任意なので表示なしも可。